



【報告】 特定都市河川の指定に ついて

令和8年1月22日

第9回熊野川流域治水協議会

市田川流域特定都市河川指定に向けた住民説明会を開催しました 紀南河川国道事務所

～「流域治水」の取組の一環として、市田川流域の特定都市河川への指定を検討～

R7.9.25

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定が全国の河川に拡大しています。
- 市田川流域においても浸水被害軽減のため、「特定都市河川」の指定に向けて、特定都市河川の概要、雨水浸透阻害行為への対策の必要性、土地利用規制の推進等について、説明会を開催しました。

概要

- 日時 : 令和7年9月25日(木)
- 14:00～、19:00～
- 開催場所 : 新宮市役所別館 大会議室
- 参加機関 : 紀南河川国道事務所
和歌山県、新宮市

説明内容(抜粋)

- 市田川におけるこれまでの対策や過去の災害の概要を説明すると共に、気候変動による水災害の激甚化・頻発化について説明。
- 市田川(直轄及び県管理区間)、浮島川(県管理区間)の特定都市河川への指定を検討し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していくことを説明。
- 流域一体となった被害軽減対策の事例について紹介。
- 指定後における、雨水浸透阻害行為の許可や必要な対策工事、土地利用規制の推進等について説明。

開催状況



【問合せ先】
国土交通省 近畿地方整備局
紀南河川国道事務所 流域治水課
〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142
TEL 0739-22-4564 (代表)

